の認定に限る。）前に当該設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）が十四円より低いときにあっては、変更認定前価格）

		令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	十三・七円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が十三・七円より低いときにあっては、変更認定前価格）	
二	（略）	（略）	（略）	二十年間
三	特定風力発電設備	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	十三円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が十三円より低いときにあっては、変更認定前価格）	
（略）				

9　（略）

10　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合（次項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

表　（略）

の認定に限る。）前に当該設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）が十四円より低いときにあっては、変更認定前価格）

		令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	十一・八円	
二	（略）	（略）	（略）	二十年間
三	特定風力発電設備	（新設）	（新設）	
（略）				

9　（略）

10　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合（次項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

表　（略）